

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	沈没																													
発生日時	令和2年8月22日 16時30分ごろ																													
発生場所	長崎県長崎市大墓島 ^{おおひき} 北方沖 大墓島大瀬灯台から真方位115° 1,430m付近 (概位 北緯32°52.3′ 東経129°33.5′)																													
事故の概要	プレジャーボート ^{えつりょう} 悦漁丸は、錨泊中、浸水して沈没した。 悦漁丸は、同乗者が溺死した。																													
事故調査の経過	令和2年8月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。																													
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 悦漁丸、5トン未満 292-32754長崎、個人所有 6.30m (Lr) × 1.86m × 0.60m、FRP ディーゼル機関、80.90kW、平成2年2月																													
乗組員等に関する情報	船長 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年1月9日 免許証交付日 平成30年2月27日 (令和5年1月8日まで有効) 同乗者 79歳																													
死傷者等	死亡 1人（同乗者）																													
損傷	沈没（全損）																													
気象・海象	気象：天気 曇り 本事故発生場所の北東方約11kmに位置するアメダス大瀬戸観測所の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日時</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速(m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22日 16:00</td> <td>北北西</td> <td>1.5</td> <td>北</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>16:10</td> <td>北北西</td> <td>1.0</td> <td>北</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>16:20</td> <td>北</td> <td>0.9</td> <td>北</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>16:30</td> <td>北北東</td> <td>2.7</td> <td>北東</td> <td>14.2</td> </tr> </tbody> </table>	日時	平均		最大瞬間		風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)	22日 16:00	北北西	1.5	北	3.5	16:10	北北西	1.0	北	2.5	16:20	北	0.9	北	1.8	16:30	北北東	2.7	北東	14.2
日時	平均		最大瞬間																											
	風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)																										
22日 16:00	北北西	1.5	北	3.5																										
16:10	北北西	1.0	北	2.5																										
16:20	北	0.9	北	1.8																										
16:30	北北東	2.7	北東	14.2																										

	16:40	東北東	4.1	東北東	11.6
	16:50	東南東	3.5	東南東	9.8
	17:00	東	3.4	東北東	9.4
	17:10	東	3.5	東	8.9
	17:20	東	2.6	北東	7.3
	17:30	北北東	3.0	北北東	6.3
	17:40	北北西	1.2	北北東	4.4
	17:50	北	1.4	北	2.6
	18:00	北	1.5	北北西	2.6
	視界：良好 海象：波高 約1.5m、水温 約23℃				
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人である同乗者1人を乗せ、令和2年8月22日12時30分ごろ、釣りの目的で長崎市池島西方沖に向けて同市^{みえしきみ}三重式見港を出港した。</p> <p>船長は、13時30分ごろ池島西方沖に到着して本船を漂泊させ、同乗者と共に釣りをを行いながら潮上りを繰り返していた。</p> <p>船長は、16時10分ごろ大墓島北方沖で夜釣りに備えて船首部から錨を投入して船首を南方に向け、船尾甲板で釣りを行っていたところ、風が吹き始めて海面に白波が立ち、左舷船尾甲板に蓋を設けた簡易トイレ（以下「トイレ」という。）の蓋が海水に持ち上げられて、海水が大量に船内に浸入したのを認めた。</p> <p>船長は、16時30分ごろ、トイレからの海水の浸入により船尾甲板の2つの物入れ、舵機室及び道具箱として使用していたいけすの各蓋が持ち上げられ、海水が溜まって船尾が沈下し、ブルワークを越えて機関室に海水が浸入したことを認め、同乗者に状況を伝えて118番通報を行った。</p> <p>（図1 参照）</p>				

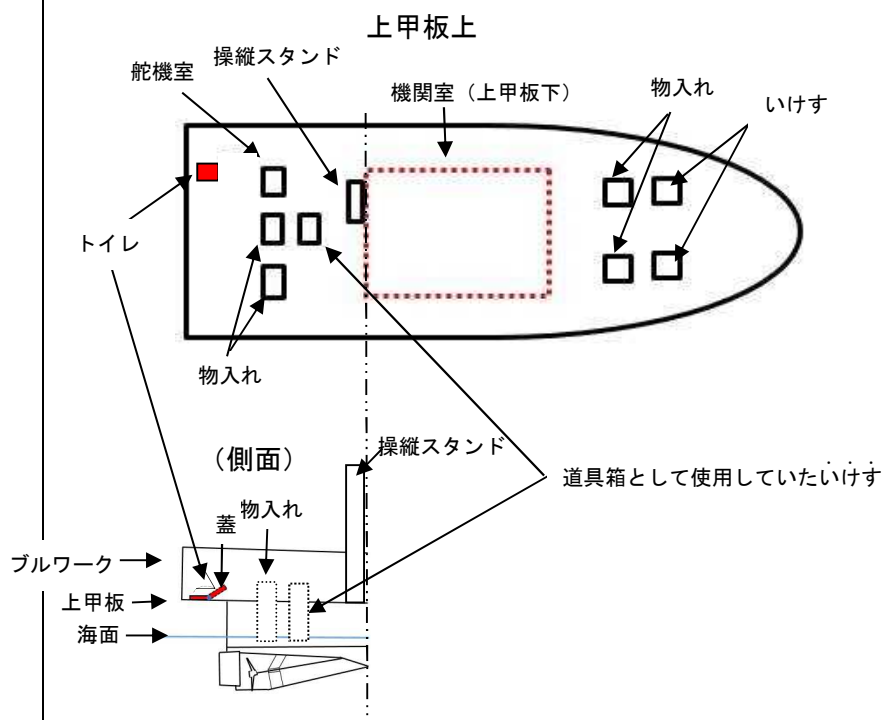


図1 本船の概略図（イメージ）

本船は、海面が白波から^{なぎ}戻ったものの、さらに海水が浸入して機関室に溜まり、船尾側から沈没した。

船長と同乗者は、救命胴衣の着用を確認して海に飛び込み、大墓島まで泳ぐこととした。

船長は、同乗者が海水を被って^{むせ}咽っているのに気付き、声を掛けたところ、大丈夫との返事と手を振っていたので無事だと思い、海面に浮遊していた本船の渡し板^{つか}を掴んで同乗者に接近すると、同乗者が海面にうつ伏せの状態^{むせ}で浮いているのを認め、同渡し板に乗せて大墓島に泳いで到着した。

船長及び同乗者は、17時20分ごろ来援した長崎県水難救済会の船舶に乗り、長崎県西海市瀬戸港に搬送され、同乗者は救急車により病院へ運ばれて、死亡が確認され、死因は溺水の吸引による窒息と検案された。

その他の事項

本船は、出港時の船尾部の乾舷が約30cmであった。

本船のブルワークの高さは、上甲板から約40cmであった。

トイレは、船首尾方向約30cm、船幅方向約20cm、上甲板上からの高さ約20cm、海面からトイレ上面までの高さ約50cmであり、蓋は、厚さ5mmで船首側に蝶番がついていたものの、固定器具はついていなかった。

船長は、これまでトイレから少量の海水が浸入することが時々あったので、トイレの蓋に固定器具を付けておけば良かったと本事故後に思った。

本船は、両舷ブルワーク下部に放水口が3か所ずつ設けられてお

	<p>り、ふだん、波を被っても上甲板上に海水が滞留するようなことはなかった。</p> <p>船長は、インターネットで本事故当日の気象情報を出港前に入手し、波浪及び強風警報の発表がされておらず、運航には支障がないことを確認していた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用し、浮力はあった。</p> <p>同乗者は、持病もなく、本事故当日も体調不良などを訴えていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、大墓島北方沖において、最大瞬間風速約14m/sの北東風が吹く状況下、海水が物入れ等に溜まり、船尾部が沈下した状態で錨泊中、船尾方から乾舷を越える風浪を受けたことから、船内に海水が滞留し、船尾部から沈没したものと考えられる。</p> <p>本船は、トイレの蓋に固定器具がついていなかったことから、トイレからの海水の浸入により船尾甲板の2つの物入れ、舵機室及びいけすの各蓋が持ち上げられ、海水が溜まって船尾部が沈下し、船尾方から乾舷を越えた風浪を受けたものと考えられる。</p> <p>同乗者の死因は、溺水の吸引による窒息であった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、大墓島北方沖において、最大瞬間風速約14m/sの北東風が吹く状況下、錨泊中、船尾方から乾舷を越える風浪を受けたため、船内に海水が滞留し、船尾部から沈没したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風浪の影響で、海水が船内に浸入しないように、甲板上の開口部を堅固に密閉すること。

付図1 事故発生場所概略図

